

平成27年度介護保険サービス事業者集団指導次第

日時 平成28年1月20日(水) 9:30~11:30
平成28年1月20日(水) 14:00~16:00
場所 WEST19 講堂
(札幌市中央区大通西19丁目 5階)

1 開会

2 挨拶 (5分)

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長 中田 稔
9:30~9:35 14:00~14:05

3 説明事項

(1) 実地指導の結果を踏まえた留意事項等について (85分)

担当：介護保険課事業指導係 担当者

9:35~11:00 14:05~15:30

(2) 介護労働者の労働条件 (15分)

講師：札幌中央労働基準監督署及び札幌東労働基準監督署監督官

11:00~11:15 15:30~15:45

(3) 新総合事業への移行に関すること (15分)

担当：認知症支援・介護予防担当課介護予防担当係 担当者

11:15~11:30 15:45~16:00

4 閉会

実地指導の結果を踏まえた留意事項等について

本資料において、特に説明のない場合は、指定介護予防を含みます。

《実地指導とは》

札幌市における実地指導方針

※札幌市介護保険施設等指導監査要綱（札幌市平成 27 年 4 月改訂）

事業者に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

実地指導の主な内容

※介護保険施設等実地指導マニュアル（厚生労働省平成 22 年 3 月改訂版）

1. 運営指導

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解、防止のための取り組みの促進について指導する。
- ・利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるとのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアを推進するよう指導する。

2. 報酬請求指導

各種加算等について、

- ・報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ・一連のケアマネジメントプロセスにもとづいたサービス提供
- ・他職種との協働によるサービス提供の実施 等

の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているか、ヒアリングにより確認し、不適切な請求の防止とより良いケアへの質の向上を目的とする指導を実施する。

※著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求指導の際に不正に確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更する。

《高齢者虐待防止に関する取組について》

近年、マスコミ報道等であるとおり、高齢者住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）において、入居者に対する虐待行為や重大な事故が明らかになっていきます。

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成18年4月1日施行)

「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋)

○高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～

- ・養介護施設従事者等の研修を実施すること
- ・利用者や家族からの苦情の処理の体制を整備すること
- ・その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること

例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第 21 条）～養介護施設従事者等～

- ・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない
- ・養介護施設従事者等は、高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/list.html?center=3>

※養護者による高齢者虐待については、リーフレット（資料 1－7）をご参照ください。

《全サービス共通》

内容及び手続きの説明及び同意

×居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかの重要事項説明書しか作成していない。

×重要事項説明書に必要な項目が漏れている。

- ・居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、いずれかの重要事項説明書しか作成していない事例が確認されたので、両方の重要事項説明書（一体となったものでも可）を作成するよう指導しました。
- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護員等の勤務体制（管理者の兼務関係、職務内容や資格を含む）、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。
- ・重要事項説明書については、実地指導時に誤字・脱字や記載漏れのある事例が散見されておりますので、作成・変更時は注意してください。

受給資格等の確認

×サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。

×サービスの提供を継続している間に、被保険者証の有効期限が満了したが、更新された被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。

- ・利用者の提示する被保険者証を確認していない事例が確認されたので指導しました。
- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。また、被保険者証の確認は、認定更新後にも改めて確認する必要があります。
- ・被保険者証については、必ずしも写しを取る必要はありませんが、その場合はいつ確認を行ったのか記録を残すことが必要です。

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

×居宅介護支援事業所からケアプランを受け取っておらず、口頭の確認のみで介護サービ

ス計画を作成している。

×ケアプランの内容を確認せず、サービス担当者会議での検討結果をもとに計画を作成し、サービス提供をしていた。

×利用者の要請により、ケアプランとは若干内容が異なるサービス提供をしていた（例：訪問介護での入浴介助における全身浴⇒部分浴）。

- ・ケアプランを確認せずに、介護サービス計画を作成しサービス提供を行っている事例を確認したため、指導しました。
- ・事業者は、ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿ったサービス提供を行わなければなりません。ケアプランに位置付けられていないサービス提供を行った場合には、介護報酬の請求はできません。実地指導等で確認された場合は、過誤調整等返戻の対象となることがありますので、注意してください。
- ・サービス提供の曜日や時間帯の変更等軽微な変更であれば、ケアマネジャーからの指示により事業所でケアプランの手書き修正が可能な場合がありますが、その際にはケアマネジャーから指示があった旨の記録を残してください。
- ・ケアプランにおける短期目標の期間が終了しているが、新しいケアプランの内容を確認しないままサービス提供を継続していた事例も散見されました。短期目標が終了した場合は、早急に居宅介護支援事業所へ連絡を取り、新しいケアプランの内容を確認してください。

自己評価

×自ら提供するサービスの質の評価を行っていない。

×基準に関する自己点検シートを確認することで自己評価を実施しているものとしている。

×自ら提供するサービスの質の評価は行われているが、その結果を踏まえて改善が図られていない。

- ・自ら提供しているサービスの質の評価を行っていない事例が確認されたので、チェック表等を活用し、自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図るよう指導しました。
- ・自己点検シートを実施することをもって、自己評価を実施しているものとしている事業所が散見されますが、自己点検シートは最低限の基準を守っているに過ぎず、ここで言うサービスの質の評価を行っているとはみなされません。
- ・自己評価を行うのみに留まり、その結果を踏まえてサービスの質の向上を図っていない事例も散見されました。評価を行うだけでなく、その結果を分析し、サービスの質の向上に繋がる取り組みを行ってください。

緊急時等の対応

(訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援を除く)

×ケアマネジャーの判断を仰ぐために時間を要し、救急車を呼ぶまでに相当以上の時間が経過していた。

×契約時に利用者の主治の医師（以下、主治医）を確認していない。

- ・サービス提供時に利用者の病状が急変した場合など、運営規程に定められた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じてください。
- ・緊急時に速やかな対応が可能となるよう契約時に利用者の主治医を確認してください。
- ・万が一主治医等を確認し忘れていた等の場合は、マニュアル等に捉われず、速やかに救急車を要請する等の適切な対応をしてください。

【参考】

- ・救急車適正利用：<http://www.city.sapporo.jp/shobo/kyukyu/tekisei/tekisei.html>
- ・救急安心センターさっぽろ：<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/qq7199/naiyou.html>

運営規程

×運営規程に掲げるべき項目が抜けている。

×サービスの種別ごとに、それぞれの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていない。

- ・運営規程に「定めておかなければならない」項目（事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、サービス内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、緊急時の対応等）が定められていない事例が確認されたため、定めるよう指導しました。
- ・適正な運営・利用者に対する適切なサービスの提供の確保のために、サービス種別ごとに必要な項目を運営規程に定めることが必要です。

勤務体制の確保等

×毎月の勤務表を作成していない。

×勤務シフトのみ作成し、勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていない。

×基準とは異なる名称の職種を勤務表に表記している（生活相談員を「計画作成責任者」、介護支援専門員を「社会福祉士」等と表記する等）。

- ×派遣職員が利用者に直接かかわる業務に従事しているが、勤務表に記載されていない。
- ×従業者の資質向上のための研修計画を作成していない。また、研修の記録を保存していない。

- ・従業者の勤務の体制を定めずに運営している事例が確認されたため、指導しました。
- ・事業者は利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成する必要があります。勤務表を作成するには、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。
※「常勤」とは事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。また、「専従」とは原則としてサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ・研修を実施していますが、研修計画を作成していない事業所や研修の記録を保存していない事業所が確認されたため、指導しました。
- ・事業者は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する必要があります。また、研修を実施したとしても、実施した根拠となる記録がなければ実施の有無を確認できません。そのため、記録を残すことも必要です。
- ・研修の実施は一部の加算の算定要件ともなるため、計画的な実施を心がけてください。

衛生管理等

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

- ×事業所の設備、備品、職員の健康状態についての管理や感染症のまん延を防ぐための措置を講じていない。
- ×衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない。

- ・衛生管理に関する必要な措置を講じていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態、設備備品の衛生的な管理や、感染症のまん延を防ぐための必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ・衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない事業所が確認されました。
- ・マニュアルを策定しているが、職員がマニュアルの存在を知らなければ、実効性がありません。本項目に限ったことではありませんが、マニュアルについては全職員に周知するようにしてください。

揭示

×運営規程（重要事項説明書に記載しなければならない項目の一部が抜けているもの）のみを揭示していた。

×揭示が必要な重要事項を、職員の事務室内の見えにくい場所に揭示していた。

- ・事業者は、事業所内の見やすい場所に「運営規程の概要」、「勤務の体制」、「その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を揭示する必要があります。運営規程にこれらの事項が網羅されていれば問題ありませんが、記載していない事項がある場合は、「重要事項説明書」を併せて揭示する等し、必要な事項を漏れなく揭示してください。
- ・揭示が必要な事項については、事務室などの専ら職員が出入りするスペースではなく、玄関等の利用者や家族が見ることのできるスペースに揭示してください。
- ・重要事項説明書等が利用者の手で自由に取られる状態になっていれば、必ずしも壁に貼り付ける必要はありません。

秘密保持等

×業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、従業者が退職後においても漏らすことのないよう取り決めをしていない。

×利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の文書同意は得ていたが、利用者家族の文書同意を得ていない。

- ・従業者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、退職後においても漏らすことがないよう取り決めをしていない事例を確認したため、指導しました。
- ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはなりません。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、事業者は従業員とあらかじめ誓約書を取り交わす等必要な措置を講じなければなりません。加えて、雇用時に、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を検討してください。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の文書同意が必要であり、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の文書同意が、あらかじめ必要となります。

そのため、同意書の同意欄は、「利用者」欄と「家族」欄の両方が必要となります（「代理人」欄はあくまでも利用者の代理人ですので、「家族」の同意として認められません。）。

広告

- ×暗に併設事業所を利用しなければならないと解釈できる表現が記載されている（「併設する訪問介護事業所からヘルパーが派遣されます」等）。
- ×サービス提供が受けられる利用者を限定しているかのような記載をしている（「65歳以上の方のみ」等、第2号被保険者を考慮していないなど）。

- ・事業所の広告に虚偽又は誇大なものと受け止められる記載があったため指導しました。
- ・事業所について広告をする場合はその内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。利用者に不利益となるような記載誤りも虚偽又は誇大と判断する場合があります。
- ・利用者にとって誤解の生じる記載とならないように注意してください。

苦情処理

- （居宅介護支援、介護予防支援を除く）
- ×「サービスの提供の記録」には、サービス提供中に利用者から苦情を受けた旨記載されていたにもかかわらず、当該苦情の内容を記録に残していない。
- （居宅介護支援、介護予防支援のみ該当）
- ×ケアプランに位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情を記録していない。

- ・事業所において苦情を受け付けているにもかかわらず、記録を残していない事例が確認されたので指導しました。
- ・利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、その記録を2年間保存しなければなりません。
- ・居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に関しては、自ら提供した居宅介護支援（介護予防支援）の苦情だけでなく、ケアプランに位置付けた指定居宅サービス（指定介護予防サービス）等に対する苦情についても同様に、記録・保存をしなければなりません（支援経過記録への記載のみではなく、苦情処理の記録として別途作成し保存する必要があります）。

事故発生時の対応

- ×札幌市へ報告を要する事故があったにもかかわらず、札幌市への事故報告がされていない。
- ×事故記録について、事故の事実経過、事故の原因分析及び今後の改善策等について記録されていない。
- ×利用者が服薬すべきタイミングで服薬できなかった事例（服薬漏れ）について、事故報

告としての報告がされていない。

- ・札幌市への事故報告を要する事故があったにも関わらず、事故報告書が提出されていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・「札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱」の定めに従い、札幌市へ報告すべき事故については、事故報告書を提出しなければなりません。
- ・事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録してください。
- ・服薬漏れも誤薬に含まれるため、事故報告書の提出が必要となります。

会計の区分

- ×事業所ごと、サービス種類ごとに事業の会計が区分されていない。
- ×収入については、事業ごとに会計が区分されているが、支出については、会計が区分されていない。

- ・事業所ごと又はサービス種別ごとに会計が区分されていなかったため指導しました。
- ・会計の区分は、収入だけではなく、人件費・光熱水費等の支出についても、行ってください。その際は、実態に即した合理的な按分方法で会計を区分してください。

記録の整備

- ×1年を経過したケアプラン等について、既に廃棄してしまった。

- ・書類ごとに定められている保存期間を守っていなかったため指導しました。
- ・保存期間の定めは次のとおりです。

書類	札幌市条例	厚生労働省令
介護計画	完結の日から2年を経過した日 <u>又は当該記録に係る介護給付が</u>	完結の日から2年を経過した日
サービス提供記録	<u>あった日から5年を経過した日</u> <u>のいずれか遅い日</u>	
市町村への通知に係る記録	完結の日から2年を経過した日	
苦情の内容等の記録		
事故の状況及び処置の記録		

- ・札幌市の条例は、厚生労働省令よりも厳しい基準になっていますのでご注意ください。
- ・完結の日とは、契約が終了した日を指します。

- ・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・・・札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- △・・・札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ▲・・・札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ◇・・・札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

内容及び手続の説明及び同意

- (介護予防) 訪問介護：○第9条、○第284条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問入浴：○第59条（第9条準用）、○第296条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問看護：○第79条（第9条準用）、○第306条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第89条（第9条準用）、○第313条（第9条準用）
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第98条（第9条準用）、○第319条（第9条準用）
- (介護予防) 通所介護：○第113条（第9条準用）、○第120条、○第327条（第9条準用）
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第146条（第9条準用）、○第338条（第9条準用）
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第152条、○第181条（第152条準用）、○第349条（第152条準用）、○357条（第152条準用）
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第204条（第152条準用）、○第216条（第152条準用）、○第369条（第152条準用）、○第376条（第152条準用）
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第221条、○第243条、○第386条（第221条準用）、○第396条（第243条準用）
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第263条（第9条準用）、○第403条（第9条準用）
- 特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第9条準用）、○第413条（第9条準用）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第10条
- 夜間対応型訪問介護：●第60条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第81条（第10条準用）、●第215条（第10条準用）
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第109条（第10条準用）、●第226条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第129条（第10条準用）、●第238条（第10条準用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護：●第134条
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第10条準用）
- ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第10条準用）
- 看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第10条準用）
- 介護老人福祉施設：□第6条、□第54条（第6条準用）
- 介護老人保健施設：■第6条、■第43条（第6条準用）

介護療養型医療施設：△第7条、△第54条（第7条準用）

居宅介護支援：▲第7条

介護予防支援：◇第7条

受給資格等の確認

（介護予防）訪問介護：○第12条、○第284条（第12条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第59条（第12条準用）、○第296条（第12条準用）

（介護予防）訪問看護：○第79条（第12条準用）、○第306条（第12条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第89条（第12条準用）、○第313条（第12条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第98条（第12条準用）、○第319条（第12条準用）

（介護予防）通所介護：○第113条（第12条準用）、○第131条（第12条準用）、○第327条（第12条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第146条（第12条準用）、○第338条（第12条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第168条（第12条準用）、○第181条（第12条準用）○第349条（第12条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第204条（第12条準用）、○第216条（第12条準用）○第369条（第12条準用）、
○第376条（第12条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第237条（第12条準用）、○第248条（第12条準用）、○第386条（第12条準用）○第396条（第12条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第263条（第12条準用）、○第403条（第12条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第12条準用）、○第413条（第12条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第13条

夜間対応型訪問介護：●第60条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第81条（第13条準用）、●第215条（第13条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第109条（第13条準用）、●第226条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第129条（第13条準用）、●第238条（第13条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第150条（第13条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第13条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第13条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第13条準用）

介護老人福祉施設：□第9条、□第54条（第9条準用）

介護老人保健施設：■第9条、■第53条（第9条準用）

介護療養型医療施設：△第10条、△第54条（第10条準用）

居宅介護支援：▲第10条

介護予防支援：◇第10条

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

（介護予防）訪問介護：○第17条、○第282条

- (介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 17 条準用)、○第 296 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 17 条準用)、○第 306 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 17 条準用)、○第 313 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 17 条準用)、○第 319 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 17 条準用)、○第 131 条 (第 17 条準用)、○第 327 (第 282 条準用)
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 17 条準用)、○第 338 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 17 条準用)、○第 181 条 (第 17 条準用)、○第 349 条 (第 282 条準用)、
第 357 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 17 条準用)、○第 216 条 (第 17 条準用)、○第 369 条 (第 282 条準用)、
第 376 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 17 条準用)、○第 403 条 (第 282 条準用)
- 特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 17 条準用)、○第 413 条 (第 282 条準用)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 18 条
- 夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 18 条準用)
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 18 条準用)、●第 214 条

自己評価

- (介護予防) 訪問介護：○第 23 条、○第 285 条
- (介護予防) 訪問入浴：○第 53 条、○第 297 条
- (介護予防) 訪問看護：○第 71 条、○第 307 条
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 84 条、○第 314 条
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第 94 条、○第 320 条
- (介護予防) 通所介護：○第 104 条、○第 131 条 (第 104 条準用)、○第 328 条
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第 139 条、○第 339 条
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第 155 条、○第 174 条、○第 350 条、○第 359 条 (第 350 条準用)
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第 194 条、○第 209 条、○第 370 条、○第 379 条 (第 370 条準用)
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 226 条、○第 248 条 (第 226 条準用)、○第 387 条、○第 398 条 (第 387 条
準用)
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第 254 条、○第 404 条
- 特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 254 条準用)、○第 414 条
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 24 条
- 夜間対応型訪問介護：●第 51 条
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 70 条、●第 216 条
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 92 条、●第 227 条
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 118 条、●第 239 条
- 地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 139 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 159 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 184 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 198 条

介護老人福祉施設：□第 15 条、□第 47 条

介護老人保健施設：■第 15 条、■第 46 条

介護療養型医療施設：△第 16 条、△第 47 条

居宅介護支援：▲第 15 条

介護予防支援：◇第 32 条

緊急時等の対応

(介護予防) 訪問介護：○第 28 条、○第 284 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 55 条、○第 296 条 (第 55 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 76 条、○第 306 条 (第 76 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 28 条準用)、○第 125 条、○第 327 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 28 条準用)、○第 338 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 163 条、○第 181 条 (第 163 条準用) ○第 349 条 (第 163 条準用)、○第 357 条 (第 163 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 55 条準用)、○第 248 条 (第 55 条準用)、○第 386 条 (第 55 条準用)、○第 396 条 (第 55 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 30 条

夜間対応型訪問介護：●第 54 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 54 条準用)、●第 215 条 (第 54 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 100 条、●第 226 条 (第 100 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 100 条準用)、●第 238 条 (第 100 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 100 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 202 条

運営規程

(介護予防) 訪問介護：○第 30 条、○第 284 条 (第 30 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 57 条、○第 296 条 (第 57 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 77 条、○第 306 条 (第 77 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 87 条、○第 313 条 (第 87 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 96 条、○第 319 条 (第 96 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 107 条、○第 127 条、○第 327 条 (第 107 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 143 条、○第 338 条 (第 143 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 164 条、○第 178 条、○第 349 条 (第 164 条準用)、○第 357 条 (第 178 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 201 条、○第 213 条、○第 369 条 (第 201 条準用)、○第 376 条 (第 213 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 232 条、○第 245 条、○第 386 条 (第 232 条準用)、○第 396 条 (第 245 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 257 条、○第 403 条 (第 257 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 257 条準用)、○第 413 条 (第 257 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 32 条

夜間対応型訪問介護：●第 56 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 74 条、●第 215 条 (第 74 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 101 条、●第 226 条 (第 101 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 123 条、●第 238 条 (第 123 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 146 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 170 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 188 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 101 条準用)

介護老人福祉施設：□第 28 条、□第 54 条 (第 28 条準用)

介護老人保健施設：■第 28 条、■第 50 条

介護療養型医療施設：△第 27 条、△第 51 条

居宅介護支援：▲第 21 条

介護予防支援：◇第 20 条

勤務体制の確保等

(介護予防) 訪問介護：○第 32 条、○第 284 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 32 条準用)、○第 296 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 32 条準用)、○第 306 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 32 条準用)、○第 313 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 32 条準用)、○第 319 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 108 条、○第 131 条 (第 108 条準用)、○第 327 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 108 条準用)、○第 338 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 108 条準用)、○第 179 条、○第 349 条 (第 108 条準用)、○第 357 条 (第 179 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 108 条準用)、○第 214 条、○第 369 条 (第 108 条準用)、○第 376 条 (第 214 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 233 条、○第 248 条 (第 233 条準用)、○第 386 条 (第 233 条準用)、○第 396 条 (第 233 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 258 条、○第 263 条 (第 108 条第 1 項及び第 2 項準用)、○第 403 条 (第 108 条及び第 258 条準用)

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 108 条第 1 項及び第 2 項及び第 258 条準用）、○第 413 条（第 108 条及び第 258 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 33 条

夜間対応型訪問介護：●第 57 条

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 75 条、●第 215 条（第 75 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 75 条準用）、●第 226 条（第 75 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 124 条、●第 238 条（第 124 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 147 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 171 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 189 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 75 条準用）

介護老人福祉施設：□第 29 条、□第 54 条（第 29 条準用）

介護老人保健施設：■第 29 条、■第 51 条

介護療養型医療施設：△第 28 条、△第 52 条

居宅介護支援：▲第 22 条

介護予防支援：◇第 21 条

衛生管理等

（介護予防）訪問介護：○第 33 条、○第 284 条（第 33 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 33 条準用）、○第 296 条（第 33 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 33 条準用）、○第 306 条（第 33 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 33 条準用）、○第 313 条（第 33 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 33 条準用）、○第 319 条（第 33 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 111 条、○第 131 条（第 111 条準用）、○第 327 条（第 111 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 144 条、○第 338 条（第 144 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 111 条準用）、○第 181 条（第 111 条準用）、○第 349 条（第 111 条準用）、○第 357 条（第 111 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 144 条準用）、○第 216 条（第 144 条準用）、○第 369 条（第 144 条準用）、○第 376 条（第 144 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 111 条準用）、○第 248 条（第 111 条準用）、○第 386 条（第 111 条準用）、○第 396 条（第 111 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 260 条、○第 403 条（第 260 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 33 条準用）、○第 413 条（第 33 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 34 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 34 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 78 条、●第 215 条（第 78 条準用）

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 78 条準用)、●第 226 条 (第 78 条準用)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 78 条準用)、●第 238 条 (第 78 条準用)
地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 78 条準用)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 173 条
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 173 条準用)
看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 78 条準用)
介護老人福祉施設：□第 32 条、□第 54 条 (第 32 条準用)
介護老人保健施設：■第 32 条、■第 53 条 (第 32 条準用)
介護療養型医療施設：△第 31 条、△第 54 条 (第 31 条準用)
居宅介護支援：▲第 24 条
介護予防支援：◇第 23 条

揭示

(介護予防) 訪問介護：○第 34 条、○第 284 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 34 条準用)、○第 296 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 34 条準用)、○第 306 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 34 条準用)、○第 313 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 34 条準用)、○第 319 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 34 条準用)、○第 131 条 (第 34 条準用)、○第 327 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 34 条準用)、○第 338 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 34 条準用)、○第 181 条 (第 34 条準用)、○第 349 条 (第 34 条準用)、
○第 357 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 34 条準用)、○第 216 条 (第 34 条準用)、○第 369 条 (第 34 条準用)、
○第 376 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 34 条準用)、○第 248 条 (第 34 条準用)、○第 386 条 (第 34 条
準用)、○第 396 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 福祉用具貸与：○第 261 条、○第 403 条 (第 261 条準用)
特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 261 条準用)、○第 413 条 (第 261 条準用)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 35 条
夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 35 条準用)
(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 35 条準用)、●第 215 条 (第 35 条準用)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 35 条準用)、●第 226 条 (第 35 条準用)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 35 条準用)、●第 238 条 (第 35 条準用)
地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 35 条準用)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 35 条準用)
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 35 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）
介護老人福祉施設：□第 34 条、□第 54 条（第 34 条準用）
介護老人保健施設：■第 34 条、■第 53 条（第 34 条準用）
介護療養型医療施設：△第 33 条、△第 54 条（第 33 条準用）
居宅介護支援：▲第 25 条
介護予防支援：◇第 24 条

秘密保持等

（介護予防）訪問介護：○第 35 条、○第 284 条（第 35 条準用）
（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 35 条準用）、○第 296 条（第 35 条準用）
（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 35 条準用）、○第 306 条（第 35 条準用）
（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 35 条準用）、○第 313 条（第 35 条準用）
（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 35 条準用）、○第 319 条（第 35 条準用）
（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 35 条準用）、○第 131 条（第 35 条準用）、○第 327 条（第 35 条準用）
（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 35 条準用）、○第 338 条（第 35 条準用）
（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 35 条準用）、○第 181 条（第 35 条準用）、○第 349 条（第 35 条準用）、
○第 357 条（第 35 条準用）
（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 35 条準用）、○第 216 条（第 35 条準用）、○第 369 条（第 35 条準用）、
○第 376 条（第 35 条準用）
（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 35 条準用）、○第 248 条（第 35 条準用）、○第 386 条（第 35 条準用）、
○第 396 条（第 35 条準用）
（介護予防）福祉用具貸与：○第 263 条（第 35 条準用）、○第 403 条（第 35 条準用）
特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 35 条準用）、○第 413 条（第 35 条準用）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 36 条
夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 36 条準用）
（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 36 条準用）、●第 215 条（第 36 条準用）
（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 36 条準用）、●第 226 条（第 36 条準用）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 36 条準用）、●第 238 条（第 36 条準用）
地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 36 条準用）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 175 条
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 175 条準用）
看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）
介護老人福祉施設：□第 35 条、□第 54 条（第 35 条準用）
介護老人保健施設：■第 35 条、■第 53 条（第 35 条準用）
介護療養型医療施設：△第 34 条、△第 54 条（第 34 条準用）
居宅介護支援：▲第 26 条

介護予防支援：◇第 25 条

広告

(介護予防) 訪問介護：○第 36 条、○第 284 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 36 条準用)、○第 296 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 36 条準用)、○第 306 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 36 条準用)、○第 131 条 (第 36 条準用)、○第 327 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 36 条準用)、○第 181 条 (第 36 条準用)、○第 349 条 (第 36 条準用)、
○第 357 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 36 条準用)、○第 248 条 (第 36 条準用)、○第 386 条 (第 36 条準用)、○第 396 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 36 条準用)、○第 403 条 (第 36 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 36 条準用)、○第 413 条 (第 36 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 37 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 37 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 37 条準用)、●第 215 条 (第 37 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 37 条準用)、●第 226 条 (第 37 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 37 条準用)、●第 238 条 (第 37 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 37 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 37 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 37 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 37 条準用)

介護老人福祉施設：□第 36 条、□第 54 条 (第 36 条準用)

居宅介護支援：▲第 27 条

介護予防支援：◇第 26 条

苦情処理

(介護予防) 訪問介護：○第 38 条、○第 284 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 38 条準用)、○第 296 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 38 条準用)、○第 306 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 38 条準用)、○第 313 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 38 条準用)、○第 319 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 38 条準用)、○第 131 条 (第 38 条準用)、○第 327 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 38 条準用)、○第 338 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 38 条準用)、○第 181 条 (第 38 条準用)、○第 349 条 (第 38 条準用)、
○第 357 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 38 条準用)、○第 216 条 (第 38 条準用)、○第 369 条 (第 38 条準用)、
○第 376 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 38 条準用)、○第 248 条 (第 38 条準用)、○第 386 条 (第 38 条
準用)、○第 396 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 38 条準用)、○第 403 条 (第 38 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 38 条準用)、○第 413 条 (第 38 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 39 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 39 条準用)、●第 215 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 39 条準用)、●第 226 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 39 条準用)、●第 238 条 (第 39 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 39 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 39 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 39 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 39 条準用)

介護老人福祉施設：□第 38 条、□第 54 条 (第 38 条準用)

介護老人保健施設：■第 37 条、■第 53 条 (第 37 条準用)

介護療養型医療施設：△第 36 条、△第 54 条 (第 36 条準用)

居宅介護支援：▲第 29 条

介護予防支援：◇第 28 条

会計の区分

(介護予防) 訪問介護：○第 41 条、○第 284 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 41 条準用)、○第 296 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 41 条準用)、○第 306 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 41 条準用)、○第 313 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 41 条準用)、○第 319 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 41 条準用)、○第 131 条 (第 41 条準用)、○第 327 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 41 条準用)、○第 338 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 41 条準用)、○第 181 条 (第 41 条準用)、○第 349 条 (第 41 条準用)、
○第 357 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 41 条準用)、○第 216 条 (第 41 条準用)、○第 369 条 (第 41 条準用)、
○第 376 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 41 条準用)、○第 248 条 (第 41 条準用)、○第 386 条 (第 41 条
準用)、○第 396 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 41 条準用)、○第 403 条 (第 41 条準用)

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 41 条準用）、○第 413 条（第 41 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 42 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 42 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 42 条準用）、●第 215 条（第 42 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 42 条準用）、●第 226 条（第 42 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 42 条準用）、●第 238 条（第 42 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 42 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条（第 42 条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 42 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 42 条準用）

介護老人福祉施設：□第 41 条、□第 54 条（第 41 条準用）

介護老人保健施設：■第 40 条、■第 53 条（第 40 条準用）

介護療養型医療施設：△第 39 条、△第 54 条（第 39 条準用）

居宅介護支援：▲第 31 条

介護予防支援：◇第 30 条

記録の整備

（介護予防）訪問介護：○第 42 条、○第 284 条（第 42 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 58 条、○第 296 条（第 58 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 78 条、○第 306 条（第 78 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 88 条、○第 313 条（第 88 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 97 条、○第 319 条（第 97 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 112 条、○第 130 条、○第 327 条（第 112 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 145 条、○第 338 条（第 145 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 167 条、○第 181 条（第 167 条準用）、○第 349 条（第 167 条準用）、○第 357 条（第 167 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 203 条、○第 216 条（第 203 条準用）、○第 369 条（第 203 条準用）、○第 376 条（第 203 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 236 条、○第 247 条、○第 386 条（第 236 条準用）、○第 396 条（第 247 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 262 条、○第 403 条（第 262 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 275 条、○第 413 条（第 275 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 43 条

夜間対応型訪問介護：●第 59 条

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 80 条、●第 215 条（第 80 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 108 条、●第 226 条（第 108 条準用）

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 128 条、●第 238 条 (第 128 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 149 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 178 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 178 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 203 条

介護老人福祉施設：□第 42 条、□第 54 条 (第 42 条準用)

介護老人保健施設：■第 41 条、■第 53 条 (第 41 条準用)

介護療養型医療施設：△第 40 条、△第 54 条 (第 40 条準用)

居宅介護支援：▲第 32 条

介護予防支援：◇第 31 条

平成 27 年度
居宅介護支援

集団指導資料

平成 28 年 1 月 20 日（水）

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、居宅介護支援に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・・・ P.27～35 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・・・ 〃 では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・・・ 〃 では、◇印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
居宅介護支援	★ 基準省令	札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年札幌市条例第 55 号）	
	◆ 基準省令 告示	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
	◇ 解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 22 号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）

2. 主な指摘事項

(1) 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意

- ×重要事項説明書に、介護支援専門員と管理者との兼務関係が記載されていない。
- ×人員基準と異なる名称の職種（「社会福祉士」や「看護師」と記載する等）を記載している。

- ・介護支援専門員の勤務の体制について、管理者が介護支援専門員を兼務する場合、その兼務関係を明確にする必要があります。（「勤務体制の確保」（★基準条例第22条））そのため、重要事項説明書の「勤務体制」の項目において、「管理者（介護支援専門員兼務）」と記載するなど、管理者の兼務関係を明記してください。
- ・居宅介護支援事業所の従業者及び管理者の資格要件は「介護支援専門員」となっていますので、所持している資格を記載する場合は、「介護支援専門員」としてください。

★基準条例第7条第1項（◆基準省令第4条第1項）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条の規程※の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

※第21条の規程とは、運営規程を指します。（運営規程にて後述）

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

《アセスメント》

- ×「基本情報に関する項目」や「課題分析（アセスメント）に関する項目」の情報収集が不足しており、アセスメントが不十分であるため、居宅サービス計画との連動性が欠けている。

※事例1…福祉用具（特殊寝台）を利用しているが、アセスメントは「ベッド上で横になって過ごすことが多い」という記載のみで、起き上がりや立ち上がりの状況について記載がないため、特殊寝台を利用しなければならない理由が不明確である。

※事例2…第2表に訪問介護による生活援助（掃除、洗濯、買い物同行）を位置付けているが、アセスメントでは「1.見守り」「2.一部介助」「3.全介助」などという項目のチェックに留まり詳細な記述がないため、利用者がどの程度の能力が

ありどの程度の援助を必要としているのかが不明確である。

×解決すべき課題が個別性に欠ける抽象的な表現となっており、一言一句同じ表現の利用者が複数存在する。

- ・居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることから、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。
- ・課題分析は、ケアマネジャーの個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。課題分析に必要な項目については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年11月12日老企第29号)」を参照してください。

★基準条例第16条第6号（◆基準省令第13条第6号）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握を行うこと。

《第1表》

×「生活援助中心型の算定理由」欄のチェックが漏れている。

×同意欄が、代筆した者の氏名のみとなっている。

- ・「生活援助中心型の算定理由」欄は、生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には漏れなく記載してください。
- ・利用者の同意については、文書により得なければなりません。利用者が自筆できず代筆する場合は、次のように記載してください。なお、居宅サービス計画を作成したケアマネジャーが代筆することは原則認めておりません。

※居宅サービス計画について説明を受け、内容に同意しました。平成〇年〇月〇日 氏名 札幌 太郎 印

代筆者 札幌 花子（長女）

利用者名を記載した上で、欄外に
代筆者名及び続柄を記載してください

《第2表～第4表》

集団指導当日、ご説明いたします。なお、集団指導後は、説明した内容をホームページに掲載する予定です。

《第5表》

- ×「〇年〇月〇日 利用者宅訪問」と記載しており、“アセスメント”“モニタリング”“サービス担当者会議”など訪問した目的が不明確である。
- ×居宅サービス計画の軽微な変更として取り扱った場合、軽微な変更なのか居宅サービス計画の変更なのか、どこにも記載がなく不明確である。

・支援経過記録には、日付のみならず“アセスメント”“モニタリング”“サービス担当者会議”等の訪問した目的についても記載してください。

・軽微な変更を行う場合は、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務（★基準条例第16条第3号から第12号まで）を全部省略できます。軽微な変更を行った場合で、「サービス担当者会議の開催」や「居宅サービス計画の同意」など、一連の業務のうち一部を省略せずに実施している場合、軽微な変更として取り扱った旨の記載がないと、居宅サービス計画を変更する際に必要な一連の業務が欠けているように見えてしまいますので、支援経過記録にも軽微な変更として取り扱った旨を記載してください。

なお、軽微な変更を行う場合は、居宅サービス計画の変更箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に見え消し修正し、支援経過記録にも軽微な変更として取り扱った旨を記載するとともに利用者及び第2表に位置付けた事業所等に軽微な変更の内容を周知した旨を記載してください。

※軽微な変更として取り扱うことができる場合の例は、【介護保険最新情報 Vol.155 平成22年7月30日】をご参照ください。

★基準条例第16条（◆基準省令第13条）

- 第3号 継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用
- 第4号 総合的な居宅サービス計画の作成
- 第5号 利用者自身によるサービスの選択
- 第6号 課題分析の実施
- 第7号 課題分析における留意点
- 第8号 居宅サービス計画原案の作成
- 第9号 サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- 第10号 居宅サービス計画の説明及び同意
- 第11号 居宅サービス計画の交付
- 第12号 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

運営規程

- ×介護支援専門員と管理者との兼務関係が記載されていない。
- ×人員基準とは異なる名称の職種（「社会福祉士」や「看護師」と記載する等）を記載して

いる。

内容は、**内容及び手続の説明及び同意**と同様です。

★基準条例第 21 条（◆基準省令第 18 条）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

苦情処理

×ケアマネジャーが利用者やその家族から受けた訪問介護事業所などに対する苦情について、支援経過記録への記載に留まっている。

- ・居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに対する利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。
- ・「記録の整備」（★基準条例第 32 条）において、整備、保存しなければならない記録として「苦情の内容等の記録」が別に定められていますので、支援経過記録への記載のみではなく、「苦情の記録」として別途作成のうえ、2年間保存してください。

★基準条例第 29 条第 1 項及び第 2 項（◆基準省令第 26 条第 1 項及び第 2 項）

第 1 項

指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第 6 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

第 2 項

指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

★基準条例第 32 条第 1 項及び第 2 項（◆基準省令第 29 条第 1 項及び第 2 項）

第 1 項

指定居宅介護支援事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に

関する諸記録を整備しなければならない。

第2項

指定居宅介護支援事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

- (1) 第16条第13号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第7号の規定によるアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第9号の規定によるサービス担当者会議等の記録
 - エ 第16条第14号イの規定によるモニタリングの結果の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(2) 介護報酬の算定及び取扱い

運営基準減算

- ×要支援から要介護への区分変更の際、予防プランから引き続き担当している利用者であったことから、アセスメントを行っていない。
 - ×月末に利用を開始し、開始から1か月を経過していないとして、当月ではなく翌月にモニタリングを行っている。
 - ×区分変更中で認定結果が出ていないため、暫定ケアプラン適用中の利用者に対してモニタリングの必要がないと考えて、モニタリングを行っていない。
 - ×「通所介護」から「通所リハビリテーション」へサービス変更する際のアセスメントの実施がない。(軽微な変更として取り扱っている)
 - ×福祉用具の品目を追加する際、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務※を実施していない、又は一部の業務を省略している。
- ※一連の業務(★基準条例第16条第3号から第12号まで)(《第5表》を参照)

・次のア～ウの居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合は、運営基準減算となります。なお、減算率は、適切に行われていない月が1月で50%、2月以上継続で100%(所定単位数は算定しない)となります。

ア 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たり、次の場合は運営基準減算

- ・利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ・サービス担当者会議の開催等を行っていない場合

- ・居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合

イ サービス担当者会議等を次の場合に行っていないときは運営基準減算

- ・居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

ウ モニタリングに当たり、次の場合は運営基準減算

- ・1月（暦月）に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
 - ※**暦月の例**：10月31日に利用開始となった場合、モニタリングは10月中に行う必要があります。（10月31日から数えて30日以内に行えば良いのはありません。）
- ・モニタリングの結果を記録していない場合

◇解釈通知第3の6をご参照ください。

暫定ケアプランの取り扱いについて

×暫定ケアプラン作成時において、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務※を行っているが、確定ケアプランの作成時に一連の業務のうち、いずれかの業務を省略している。

×認定結果が出るまでの間に暫定ケアプランによりサービスを提供し、途中でサービスの内容に変更があったが、追加で暫定ケアプランを作成することなく、確定ケアプランを作成している。

※一連の業務（★基準条例第16条第3号から第12号まで）（《第5表》を参照）

- ・暫定ケアプランの作成時においても、確定ケアプランの作成時においても、ともに一連の業務（★基準条例第16条第3号から第12号まで）を行う必要があります。
- ・暫定ケアプランによるサービス提供を行っている最中に、急遽、サービスの変更等で、2度目以降の暫定ケアプランを作成した際には、暫定ケアプランが複数個存在することとなりますが、この場合であっても、認定結果が出た際に作成する確定ケアプランは1つになります。

この確定ケアプランについては、サービス変更前後の内容がわかるよう、1度目の暫定ケアプランと2度目以降の暫定ケアプランの内容を全て網羅したものとする必要があります。この場合、当初の暫定ケアプラン及び2度目以降の暫定ケアプランは破棄せず、記録として残しておく必要があります。

特定事業所集中減算

×計算の方法を誤っている。

×判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるため、減算の適用を受けないと事業所だけで判断し、札幌市へ正当な理由を提出していない。

【具体的な計算式】

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算します。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

- ・ケアプランの数とは、実際にサービス提供がなされ、給付管理を行った計画数です。
(例) Aさんの9月分のケアプランを作成したが、9月中にAさんの居宅サービスの利用実績が全くなかった場合、9月分の給付管理は行われないことから、Aさんについては9月分のケアプラン数はゼロとなります。
- ・ケアプランの数とは、国保連への請求が何月に行われたかにかかわらず、実際にサービスが行われた月の計画件数として取り扱います。
(例) Bさんの9月分のケアプランを作成し、9月にサービス提供を行ったが、国保連への請求を1月遅れて11月上旬に行った場合、国保連への請求が何月に行われたかにかかわらず、実際にサービスが行われた月の計画件数として取り扱うため、Bさんの9月分のケアプラン数として1件と数えます。
- ・ケアプランに位置付けられているサービス種別ごとの件数としてそれぞれ1件と考えます。
(例) Cさんの9月分のケアプランに次の5事業所を位置付けている場合、訪問介護のケアプラン数としても1件、通所介護のケアプラン数としても1件、福祉用具貸与のケアプラン数としても1件として、それぞれ数えることとなります。
 - 1、訪問介護 株式会社A (ヘルパーステーションA)
 - 2、訪問介護 株式会社A (訪問介護ステーションA)
 - 3、通所介護 株式会社B (デイサービスセンターB)
 - 4、通所介護 株式会社C (通所介護事業所C)
 - 5、福祉用具貸与 株式会社D (福祉用具レンタル事業所D)

【本市への正当な理由の提出をお忘れなく！】

それぞれのサービスについて計算した結果、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合、「正当な理由」の判断基準に該当する事由がある場合は、提出期限までに、必要書類を札幌市に提出してください。

提出期限までに必要書類の提出が無い場合は、例え「正当な理由」の判断基準に該当しても、減算の適用となります。

特定事業所加算

- ×定期的な会議の議事録について、必要な議事項目が含まれていない。
- ×計画的な研修について、ケアマネジャーごとに、具体的な目標や研修計画を定めていない。

・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の要件である、「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければなりません。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- (1)現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (2)過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (3)地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (4)保健医療及び福祉に関する諸制度
- (5)ケアマネジメントに関する技術
- (6)利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (7)その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、2年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。

・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の要件である、「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。

◇老企第36号第3の11をご参照ください。

入院時情報連携加算

- ×病院等へ情報提供をした時間の記載がない。
- ×情報提供した提供物の記載がない。
- ×情報提供の手段について記載がなく、(Ⅰ)なのか(Ⅱ)なのかが不明確である。

・病院又は診療所の職員に対して提供する「必要な情報」とは、具体的には次に掲げるものをいいます。なお、情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について支援経過記録等に記載してください。

ア 利用者の心身の状況

疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など
イ 生活環境
家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など
ウ サービスの利用状況

◇老企第 36 号第 3 の 12 をご参照ください。

退院・退所加算

×病院の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報の提供を受けているが、結果として軽微な変更として取り扱い、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務※の全部又は一部を実施していない。

×退院後の利用者の状況に変化がなかったとして、軽微な変更として取り扱い、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務の全部又は一部を実施していない。

※一連の業務（★基準条例第 16 条第 3 号から第 12 号まで）（《第 5 表》を参照）

- ・退院・退所加算は、利用者の退院又は退所に当たり、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、「居宅サービス計画を作成」し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定できます。
- ・「居宅サービス計画を作成」については、軽微な変更ではなく、居宅サービス計画作成の一連の業務（★基準条例第 16 条第 3 号から第 12 号まで）が必要となります。

◇老企第 36 号第 3 の 13 をご参照ください。

平成 27 年度
介護予防支援

集団指導資料

平成 28 年 1 月 20 日（水）

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、指定介護予防支援に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・ P.38～41 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・ 〃 では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・ 〃 では、◇印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
介護予防支援	★ 基準省令	札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年札幌市条例第 56 号）	
	◆ 基準省令 告示	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）
	◇ 解釈通知	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）

2. 主な指摘事項

指定介護予防支援の具体的取扱方針

《アセスメント》

- × 「生活機能チェックリスト」(様式1)及び「利用者基本情報①・②」(様式2-1・2-2)において、「家族構成」欄や「現病歴・既往歴と経過」欄などに記載漏れがある。
- × 「介護予防サービス・支援計画表」(様式4)を変更する都度、「生活機能チェックリスト」及び「利用者基本情報①・②」を作成していない。

- ・課題の把握(アセスメントの実施)に当たっては、「生活機能チェックリスト」(様式1)及び「利用者基本情報①・②」(様式2-1・2-2)、「介護予防サービス・支援計画表」(様式4)を使用してください。
【札幌市地域包括支援センター運営事業実施要領 第3条(4)イ(ウ)「課題の把握(アセスメントの実施)」参照】
- ・「介護予防サービス・支援計画表」(様式4)の変更にあたり、「生活機能チェックリスト」及び「利用者基本情報①・②」を作成してください。記載内容に変更がない場合は、「生活機能チェックリスト」及び「利用者基本情報①・②」の日付欄に再アセスメントの日付を追加してください。
- ・「利用者基本情報①」の特に「家族構成」欄については、家族の介護力が適切に把握できる内容となるように記載してください。

★基準条例第33条第6号(◆基準省令第30条第6号)

担当職員は、介護予防サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに、利用者の日常生活の状況を把握し、当該利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握を行うこと。

- ア 運動及び移動
- イ 家庭生活を含む日常生活
- ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
- エ 健康管理

《介護予防サービス・支援計画表》

《介護予防サービス・支援計画表》の詳細については、当日ご説明いたします。

- ・介護予防サービス計画原案の作成に当たっては、介護予防サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、目標指向型の介護予防サービス計画原案を作成してください。
- ・計画作成の際に使用する計画書の様式は、「介護予防サービス・支援計画表」（様式4）とし、計画の有効期間は6か月を上限としてください。
- ・介護予防サービス計画上の目標設定を変更する必要がなく、単に目標設定期間を延長する場合については、軽微な変更該当するため、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができます。

これに加え、支援経過記録にも軽微な変更として取り扱った旨を記載するとともに利用者及びサービス事業所等に軽微な変更の内容を周知した旨を記載してください。

【札幌市地域包括支援センター運営事業実施要領 第3条(4)イ(エ)「介護予防サービス計画原案の作成」参照】

《サービス担当者会議》

×サービス担当者会議を開催したが、内容について記載していない。

×サービス担当者会議に参加できない担当者に対し、照会等により意見を求めている。
また、参加できない理由を記載していない。

- ・サービス担当者会議を開催した場合には、「介護予防支援経過記録」（様式5）に、会議出席者の所属・氏名、検討した項目、検討内容、結論、残された課題について記載してください。

【札幌市地域包括支援センター運営事業実施要領 第3条(4)イ(ウ)「サービス担当者会議の開催」参照】

- ・各サービスの担当者でサービス担当者会議に参加できない者については、照会等により専門的見地からの意見を求めれば差し支えありません。その場合、参加できない理由と、照会結果を記載してください。

★基準条例第33条第9号（◆基準省令第30条第9号）

担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

《個別サービス計画作成の指導及び報告の聴取について》

×各サービス事業者から、数か月間に渡り、利用者の状況等に関する報告を聴取していない。

- ・各サービス事業者からは、少なくとも1月に1回は訪問、電話、FAX等の方法により、サービスの実施状況、サービスを利用している際の利用者の状況などについて、サービス実施の効果を把握するために聴取する必要があります。
- ・聴取した報告の内容等は、「介護予防支援経過記録」（様式5）に記載してください。
※書面にて報告を聴取した場合は、「介護予防支援経過記録」（様式5）に報告年月日を記載のうえ、内容については「別紙参照」とすることができます。
【札幌市地域包括支援センター運営事業実施要領 第3条(4)イ(キ)「個別サービス計画作成の指導及び報告の聴取について」参照】

★基準条例第33条第13号（◆基準省令第30条第13号）

担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等の指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。

《モニタリング》

- ×3月に1回、利用者の居宅を訪問していない。
- ×利用者の居宅を訪問しない月に、電話等もしていない。
- ×モニタリングの結果を数か月間に渡り記載していない。
- ×事業所からの実績報告をモニタリングとして、利用者への電話等をしていない。

- ・3月に1回は利用者宅を訪問するなどの方法により、モニタリングを実施してください。
- ・利用者宅を訪問しない月においても、電話等で利用者とは直接連絡を実施して計画の実施状況を把握し、その内容等については、「介護予防支援経過記録」（様式5）に記載してください。
- ・「介護予防支援経過記録」（様式5）への記載については、「利用者宅へ訪問」、「電話」、「〇〇デイサービスセンターへ訪問」などとし、モニタリングの方法を明記してください。
※利用者が入院中であるなどの特段の事情がある場合は、家族や事業者から状況を確認することはやむを得ません。
※モニタリングの結果に応じて、方針変更等のためのサービス担当者会議の開催、事業者との調整等を行ってください。
【札幌市地域包括支援センター運営事業実施要領 第3条(4)イ(ク)「モニタリング」参照】

★基準条例第 33 条第 16 号（◆基準省令第 30 条第 16 号）

担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。

≪評価≫

- ×「介護予防サービス・支援計画表」（様式4）に位置付けた期間が終了しているが、評価を行っていない。
- ×目標達成度が「達成」であっても「未達成」であっても、「プラン継続」と判断した根拠が不明確である。
- ×委託先の居宅介護支援事業所から、「介護予防サービス・支援評価表」（様式6）の提出を受けていない。

・介護予防サービス・支援計画表の評価については、計画の変更時及び終了時に、その達成状況について、「介護予防サービス・支援評価表」（様式6）に記載してください。

【札幌市地域包括支援センター運営事業実施要領 第3条(4)イ(ケ)「評価」参照】

※評価を行った際は、「介護予防支援経過記録」（様式5）に、評価年月日を記載のうえ、内容については「別紙参照」と記載してください。

★基準条例第 33 条第 15 号（◆基準省令第 30 条第 15 号）

担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価すること。